

令和3年第3回（9月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第88号	上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例及び上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について	産業政策課	1～2
議案第80号	令和3年度上越市一般会計補正予算（第2号）	産業立地課ほか	3～6

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 8 号
提 出 課	産業政策課

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例及び 上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正について

1 改正理由

産業競争力強化法等が一部改正されたことに伴い、それぞれ関係する法律からの引用条項を整備するもの

2 改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の改正内容

産業競争力強化法の引用条項を改める。(第 3 条関係)

(2) 第 2 条の規定による上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の改正内容

中小企業等経営強化法の引用条項を改める。(第 2 条関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例及び上越市中小企業・小規模企業振興基本条例改正案新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(求償権の放棄等の承認) 第 3 条 略 2 略 (1)～(5) 略 (6) 競争力強化法第 4 7 条第 1 項の規定により経済産業大臣の認定を受けた認証紛争解決事業者による事業再生に係る認証紛争解決手続きに基づき成立した事業再生計画 (7)～(12) 略	(求償権の放棄等の承認) 第 3 条 略 2 略 (1)～(5) 略 (6) 競争力強化法第 4 9 条第 1 項の規定により経済産業大臣の認定を受けた認証紛争解決事業者による事業再生に係る認証紛争解決手続きに基づき成立した事業再生計画 (7)～(12) 略

(2) 第2条の規定による上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略 (1)~(8) 略 (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) <u>第2条第 10項</u>に規定する経営力向上をいう。 (10) 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1)~(8) 略 (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) <u>第2条第 11項</u>に規定する経営力向上をいう。 (10) 略</p>

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第80号
提出課	産業立地課

歳出科目 (P16~P19)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
企業誘致促進事業	14,032	4,000	18,032

主な補正財源		主な経費	
一般財源	4,000	負担金補助及び交付金	4,000

○コワーキングスペース整備支援補助金 4,000

【補正理由】

若者・子育て世代に向けて多様な働く場を創出するため、コワーキングスペース整備支援に係る所要額を増額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	10,210	4,000	14,210
サテライトオフィス等家賃補助金	2,000	0	2,000
サテライトオフィス等リフォーム補助金	4,000	0	4,000
サテライトオフィス等視察費用補助金	210	0	210
コワーキングスペース整備支援補助金	4,000	4,000	8,000

- ・補助金交付見込額 4,000 千円
2,000 千円×2 件 (補助率 2/3 上限額 2,000 千円)

歳出科目 (P18~P19)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
直江津港振興事業	4,653	239,696	244,349

主な補正財源		主な経費	
一般財源	239,696	負担金補助及び交付金	239,696

○港湾振興企画事業 239,696

【補正理由】

佐渡汽船株式会社に対し、小木直江津航路の維持に向けた支援を行うための所要額を増額するほか、高速カーフェリー「あかね」の処分に伴い、佐渡汽船株式会社から建造に対して交付した補助金の一部返還を受けることから、関連歳入を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	0	239,696	239,696
小木直江津航路維持確保支援金	0	239,696	239,696

・支援内容：小木直江津航路の維持に向け、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した輸送人数に応じた運賃収入相当額を佐渡汽船株式会社に対して支援する。

・支援額

(ジェットfoil変更後の年間計画人数－輸送実績人数) × 片道運賃相当額

・輸送人員数

年間計画人数	輸送実績見込み人数	補助対象見込み人数
51,000人	15,802人	35,198人

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
諸収入	0	175,900	175,900
小木直江津航路運航体制整備費 補助金返還金	0	175,900	175,900

・「あかね」の処分に伴い、平成25年度及び27年度に交付した補助金額のうち、佐渡汽船株式会社が設定した償却期間(20年)から、実際に小木直江津航路に就航し、減価償却された期間(6年)を除いた14年分に相当する金額の返還を受ける。

《内訳》 251,285,999円 × (20-6) / 20 = 175,900,199円

※充当先事業：地方債元金償還費

提出課	産業政策課
-----	-------

歳出科目 (P18~P19)	7款1項2目	商工振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症経済対策費	0	100,000	100,000

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	18,239	負担金補助及び交付金	
一般財源	81,761		100,000

○中小企業者チャレンジ応援事業 100,000

【補正理由】

国の地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍による経営環境の変化を捉えた中小企業者等の新たな挑戦を再度支援するため、所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	0	100,000	100,000
中小企業者チャレンジ応援事業補助金	0	100,000	100,000

中小企業者等が行う事業継続に向けた新たな取組や販路開拓、新商品・新サービスの開発等に要する経費を補助する。

- ・補助対象者：市内中小企業者
- ・補助対象経費：以下の取組を始めるための設備備品購入費や車両購入費等の初期費用
 - ①事業継続のための新たな取組
 - ②販路開拓のための新たな取組
 - ③新商品・新サービスの開発
- ・補助率：3/4
- ・補助上限額：1,000千円（千円未満の端数は切り捨て）

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	0	18,239	18,239
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	18,239	18,239

提出課	施設経営管理室
-----	---------

歳出科目 (P18~P19)	7款1項3目	観光交流費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
観光施設等管理事業	343,553	19,715	363,268

主な補正財源		主な経費	
一般財源	19,715	委託料	19,715

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理者の資金繰りが特に悪化し、運営が困難となっている指定管理施設について、運営を継続するため、4月から9月までの収支見込額を踏まえて指定管理料を再算定し、増額するもの

【補正内容】

○施設管理運営業務委託料

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	218,724	19,715	238,439
施設管理運営業務委託料	200,153	19,715	219,868

○対象施設等

施設名	補正額	指定管理者
柿崎マリンホテルハマナス	8,210	柿崎総合開発株式会社
大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館	1,907	株式会社大潟地域活性化センター
吉川スカイトピア遊ランド	2,767	株式会社みなもの郷
板倉保養センター	6,831	黒倉ふるさと振興株式会社